

# 介護予防支援又は介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業に関する 重要事項説明書

あなたが利用しようと考えている「介護予防支援又は介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業」（以下、介護予防支援等）の業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。

## 1. 介護予防支援等の概要

「要支援1」「要支援2」と認定された方及び事業対象者になられた方を対象に、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むため、また、要支援状態の軽減若しくは悪化を防止するために必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう「介護予防サービス計画書」を作成し、サービス事業者等の調整や連絡を行うものです。

## 2. 介護予防支援等を提供する事業者

事業所名	倉敷市倉敷南高齢者支援センター
介護保険指定番号	3300200023
法人名	社会福祉法人 純晴会
法人代表者	理事長 岡本 康晴
所在地 連絡先	倉敷市粒江2500-1（特別養護老人ホーム浮洲園内） 電話（086）420-1355 FAX（086）429-3314
営業日 営業時間	月曜～金曜（祝日、12/31～1/3を除く） 9時～17時 ※24時間連絡可
職員体制	（常勤）主任介護支援専門員（管理者）1名／保健師1名／社会福祉士1名 （その他）介護支援専門員3名（兼務1名・非常勤2名）

## 3. 介護予防支援等の内容

申し込みから介護予防サービス提供までの流れとその内容	提供方法と利用料
①介護予防支援等の申し込み	別紙「介護予防支援等業務の実施方法等について」を参照して下さい。
②契約の締結	
③現状の把握と課題の分析（アセスメント）	

④介護予防サービス計画書原案の作成	※介護保険適用の場合、利用料を支払う必要はありません。
⑤サービス担当者会議の開催	
⑥介護予防サービス計画書の交付	
⑦介護予防サービスの提供開始	
⑧状況の把握（モニタリング）、評価、③に戻る	
⑨給付管理	
⑩介護報酬請求	

#### 4. 介護予防支援等の利用にあたっての留意事項

- (1) 入院をされる場合は、当センター名と担当者の氏名及び連絡先を入院先の医療機関へお伝えください。
- (2) 医療系サービスを利用される場合は、事業所は主治医等に意見を求め、その医師に対して介護予防サービス計画書の交付を行います。
- (3) 介護予防サービス計画作成にあたり、事業者は介護予防サービスが特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導や指示は行いません。利用者は複数の介護予防サービス事業者等の紹介を求めることができ、また、介護予防サービス計画書に位置づけたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- (4) 担当職員が利用者の状況把握のために居宅を訪問する頻度は、概ね3か月に1回です。ただし、利用者から依頼があった場合や介護予防支援等の提供において必要な場合はその都度居宅を訪問します。

#### 5. 業務の委託

利用者の同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。委託する場合は、サービスに関する問い合わせや連絡は、委託先の担当職員が窓口になります。

#### 6. 秘密の保持

- (1) 事業者及びその職員は、介護予防支援等を提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業所は、利用者及びその家族からあらかじめ文書により同意を得ない限り、サービス担当者会議等、介護予防支援等の提供において利用者及びその家族の個人情報を用いません。

## 7. 身体拘束について

事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為」（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その内容及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 8. 事故発生時の対応

事業者が利用者に対して行った介護予防支援等の提供において、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 9. 介護予防支援業務に関する相談・苦情について

事業者が提供する介護予防支援等に関するご相談や苦情がありましたら以下の相談窓口で受け付けます。

<b>【地域包括支援センター】 倉敷南高齢者支援センター</b>	所在地： 倉敷市粒江 2 5 0 0 - 1 電話番号： 0 8 6 - 4 2 0 - 1 3 5 5 FAX 番号： 0 8 6 - 4 2 9 - 3 3 1 4 受付日時： 月～金（祝日及び 12/31～1/3 を除く） 9：00～17：00 担当者： 岡田 則子
<b>【市町村の窓口】 倉敷市役所介護保険課</b>	所在地： 倉敷市西中新田 640 番地 電話番号： 0 8 6 - 4 2 6 - 3 3 4 3 FAX 番号： 0 8 6 - 4 2 1 - 4 4 1 7 受付日時： 月～金（祝日及び 12/29～1/3 を除く） 8：30～17：15
<b>【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会</b>	所在地： 岡山市北区桑田町 17 番地 5 号 電話番号： 0 8 6 - 2 2 3 - 8 8 1 1 受付日時： 月～金（祝日及び 12/29～1/3 を除く） 8：30～17：00

10. 重要事項の説明の年月日

介護予防支援または介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	倉敷市粒江2500-1	
	法 人 名	社会福祉法人 純晴会	
	代表者名	理事長 岡本 康晴	印
	事業所名	倉敷市倉敷南高齢者支援センター	
	説明者氏名		印

私は、本書面により事業者から介護予防支援または介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業の利用に関する重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者  
氏 名 \_\_\_\_\_

代筆者  
氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)